

公益社団法人高山市シルバー人材センター 令和2年度事業計画

I 基本方針

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、穏やかな回復傾向が期待されているが、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域の不安定情勢等に加えて最近の突如として起ったコロナウイルス感染症が内外経済に与える大きな影響が危惧されている。また、雇用情勢においては、改善がみられ、厚生労働省が発表した2019年平均の有効求人倍率は、前年比0.01ポイント低下の1.6倍であった。さらに、総務省が発表した労働力調査での平均完全失業率は、2.4%で横ばいであった。女性や高齢者の労働参加が進み、就業者数は60万人増加の6,724万人と、2年連続で過去最多を更新した一方で、生産年齢の割合の低下により企業における人手不足が顕在化している。

こうした中、政府による働き方改革実行計画では、労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためにも、意欲ある高齢者がエイジレスに働くための多様な就業機会を提供していく必要があり、65歳までの定年延長、65歳以降の継続雇用し、将来的に継続雇用年齢等の引き上げをさらに進めていかなければならない。また、高齢者の希望や特性に応じた活躍のため、シルバー人材センター(以下「センター」という。)の機能強化など、多様な就業機会の促進と社会参加を推進するとしている。

このように、高齢者の労働力が強く求められる中、就業を通じて高齢者の生きがいと社会参加を支えるセンターの、地域社会からの期待は一層大きなものになっており、その期待に応えることがセンターの使命となっている。

令和2年度センターは、会員の多様な就業ニーズに応じていくため、センターの根幹事業である請負の就業に加えて、労働者派遣事業による働き方を推進し、多様な就業機会の確保を図る必要がある。

また、センターが地域の期待に応え積極的な事業運営を行うためには、「70歳から80歳台の会員拡大」を図る必要がある。国においては現在、70歳まで働く機会の確保を企業の努力義務とする高齢者等の雇用の安定等に関する法律や国家公務員法、地方公務員法の改正が今国会に提出されており、令和3年4月から施行される予定になっている。現在センターの会員数は、毎年減少傾向にあり、令和元年度上期では、56名の入会者に対し105名が退会しており、この退会者の抑止が重要となっている。平成30年度からの7年間を計画期間とする全国会員「第2次会員100万人達成計画」も3年目を迎え、会員増加に向け

た取り組みの検証を行い、会員増加の取り組みを一層推進する。

地域での高齢者の受け皿としての機能を十分に果たし、「社会の支え手」を実践できるように、引き続きハローワーク等関係機関と連携を図り事業を展開する。

II 令和2年度の事業目標

センターをめぐる現況を踏まえ、令和2年度の事業目標を次のように設定します。

1. 会員数	830人
2. 契約金額（請負）	2億3千万円
3. 就業率	95%
4. 契約金額（派遣）	4千500万円

III 事業計画

1. 会員の拡大

地域の期待に応えるためには、会員の拡大が不可欠であり、全国会員「第2次会員100万人達成計画」を基軸とした会員確保を推進する。

引き続きハローワークとの連携による地域巡回相談、就業相談会・就職面接会等に参加し、センターの仕組みと魅力を説明することで、新たな会員の獲得に繋げる。

2. 就業機会の開拓提供

高齢者の多様な就業ニーズに応じていくため、これまでの請負事業に加えて、労働者派遣事業による働き方を推進する。また、既存受注の契約継続のお願いや新規受注の開拓のため、事業所訪問を行うとともに、公共事業の受注に向けた働きかけを積極的に行う。

3. 安全就業の推進

「安心・安全なシルバー事業」確立を図ることは、シルバー事業遂行の最優先課題である。会員が安心して就業できるよう、安全意識に対する意識の普及の徹底、事故防止を目的とする安全パトロールの実施、さらに安全講習会を開催し、安全就業を推進する。

4. 適正就業等の推進

国が示す適正就業ガイドラインは、会員の働き方に係る重要な指針であり、センターの受託事業が多様化する中では重要な判断基準となる。引き続き受注に当たっては、公益法人として法令遵守の立場からガイドラインに沿った適正な事業運営の推進を図る。

5. 自主事業の推進

自主事業は、会員の創意と工夫によって企画し、自らが実施することにより、会員の就業機会の拡大・確保につながる。

昨年まで行っていた「おさらい教室」は、指導者不足により中止しているが、再開を目指し、新たな指導者確保に努める。

(1) おもてなし案内人事業

おもてなしの心をもってさまざまな観光客のニーズに応えられるよう勉強会等によりガイドの資質の向上を図る。また、新人ガイド講習会を開催し、新会員後継者の育成を図る。

また英会話ができる会員での外国人観光客の案内についても、積極的に受け入れ案内業務を行う。

6. 指定管理施設の運営事業

引き続き、指定管理者として高山市より指定を受けたため、老人いこいの家（丹生川、国府）及び国府町木曾垣内地区体育施設について、指定管理者として管理運営を行う。

今後とも地域の利用者が安全・快適に利用できるようその運営に努める。

7. 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

請負・委任業務では受注できない業務（発注者の指揮命令下での作業、従業員との混在作業等）に対応し、若年労働者の人手不足を補うため岐阜県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という）のシルバー派遣事業の高山市事務所として会社等への派遣事業を行っている。

昨年、高齢法 39 条に基づく一部業種の業務拡大を、岐阜県知事より指定を受けたので、多様な働き方を希望する会員とのマッチングの実績向上に繋げる。

今後とも会社等への PR を行い理解と協力を得るよう努め、派遣業務の拡大を推進する。

8. 職業紹介事業

センター会員及び会員以外の高齢者を含めた高年齢者の職業紹介をするために、連合会の有料職業紹介事業の高山市事務所を開設している。引き続き高齢者の臨時的かつ短期的な仕事又はその他軽易な業務に係る雇用による仕事の求人者の受付け及び求職者への職業紹介を行う。

9. 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の補助拡大により、地域の労働力不足分野・現役世代を支える分野への派遣就業の拡大を図る。今後とも、ハローワーク等との連携により必要となる人材確保・育成をし、企業等の労働力不足への対応と就業機会の拡大を推進する。

10. 普及啓発事業

シルバー事業を広く市民等に理解してもらうため、市広報誌への掲載、ホームページによる情報発信等により、事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を市民に周知し、高齢者の入会促進や受注開拓に結びつくよう広報活動を行う。

11. ボランティア活動

地域の一員として地域社会に貢献するため、「できる範囲で」のボランティア活動の促進を図る。昨年度は、支所地域でも新たなボランティア活動が行われた。今後も互助会の協力のもとで地域でのボランティア活動の拡大を図る。

12. センターの健全経営について

センターの運営は関係法令を遵守し、公益性の高い事業展開と財政面での健全性を保ちながら、地域社会から信頼される公益社団法人として「自主、自立、共働、共助」の基本理念のもと地域社会づくりに貢献することを目指す。

また、組織・財政面で運営の適正化を図り、事務局機能の効率化など、限られた財源を有効に活用できるよう、経営の健全化に努める。